

北海道告示第 10581 号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、次のとおり平成30年度製菓衛生師試験を実施する。

平成30年6月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 試験の期日

平成30年10月24日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験の場所

(1) 函館会場（渡島総合振興局及び檜山振興局管内在住者並びに函館会場で受験を希望する道外在住者）

函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局3階講堂

(2) 札幌会場（(1)以外の者は、次のうち指定する会場）

ア 札幌市中央区北3条西7丁目 第二水産ビル3階・4階・8階会議室

イ 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎地下1階地下大会議室

3 試験の科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技 (注) 試験はいずれも筆記により行う。

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上、製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上、菓子製造業に従事した者

(3) 製菓衛生師法附則第2項に規定する者

5 受験願書等の提出先及び提出期間

(1) 提出先

ア 道内（札幌市、旭川市、函館市及び小樽市を除く。）に住所地がある者については、各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室、地域保健室又は地域保健支所（道立保健所又は道立保健所支所）に提出すること。

イ 札幌市、旭川市、函館市又は小樽市に住所地がある者については、その市の保健所（札幌市においては、各区保健センター保健福祉部健康・子ども課を含む。）に提出すること。

ウ 道外在住者は、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課（060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目、電話番号 011-204-5261）に提出すること。

## (2) 提出期間

平成30年8月6日(月)から同年9月7日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午前12時まで、及び午後1時から午後5時まで(郵便等により送付する場合は、平成30年9月7日(金)までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。)

## 6 提出書類

### (1) 受験願書

正副2通(北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に提出する者については、正本1通で可。)

### (2) 受験資格があることを証明する書類

正副2通(同上)

### (3) 写真

1葉(縦4センチメートル×横3センチメートルの大きさのものとし、出願前3か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもの。また、裏面には、必ず氏名を記載すること。)

## 7 試験手数料

1万900円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書(正本)の所定の箇所に貼り付け、受験者の印章又は署名により消印すること。

## 8 受験願書用紙の請求先及び問合せ先

受験願書用紙は、5の(1)の提出先窓口及び道保健福祉部健康安全局食品衛生課ホームページ(アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/syokuhin-index.htm>)で配布する。

なお、郵送を希望する者は、その送付先を記した封筒(送料として82円に相当する切手を貼り付けたもの)を添えて申し込むこと。

また、受験に関する詳細についても、5の(1)の提出先窓口にお問い合わせすること。

## 9 試験科目の一部免除

職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができるので、受験願書の所定の欄にその旨を記載するとともに、受験願書提出時に技能検定合格証書を持参すること。ただし、受験願書を郵便等により送付する場合は、合格証書の写しを添付すること。

## 10 受験票の送付

試験会場等を記載した受験票を受験申請者あて送付する(平成30年9月末発送予定)。なお、平成30年10月10日(水)までに受験票が到着しない場合は、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課にお問い合わせすること。